

こども・子育て政策の充実強化について

令和4年の出生数は過去最少、また合計特殊出生率も過去最低となるなど少子化の問題は深刻さを増しており、国及び各地方自治体において喫緊の最重要課題となっている。

少子化の背景には、経済的不安や出会いの機会の減少、子育ての負担感や育児、教育に係る費用負担など、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を阻害する様々な要因が絡み合っている。

こうした中、令和5年6月に公表された「こども未来戦略方針」では、児童手当の拡充、保育所等の配置基準改善とともにこどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止なども盛り込まれたところである。

国においては、今後決定される「こども大綱」の策定に向けて引き続き地方と丁寧な協議を行うとともに、これらの施策について財源論を含めて検討を進め、早期に施策として具体化されたい。

こども・子育て政策の強化に向けては国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方において真に実効性のある取組が展開できるよう、次の事項について強く要請する。

1 こども関連予算の引き上げと財源の安定確保

こども関連の政府支出について、国際的に見ても遜色ない水準に引き上げることを目安に拡大するとともに、財源の安定確保に向けて社会全体で負担する新たな方策も含め幅広く検討すること。また、地方単独事業を含め、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担については、国において適切に措置すること。

2 子育て世代の経済基盤の強化

若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整えるため、持続的・構造的な賃上げに取り組むとともに、雇用環境の整備を進め、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化を図ること。

3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービス、経済的支援の拡充

(1) 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、地方自治体の財政力に応じてこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化等国が全国一律で行うべき仕組みは、国の責任と財源において必要な措置を講ずることを前提に検討を行い早期に実現すること。

(2) 不妊治療費については、令和4年4月から保険の適用が開始されたが、患者の自己負担額が増加する場合が生じ得ることを踏まえ、早期に保険適用前後での自己負担額、患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果を検証すること。

保険適用外の治療を実施した場合の経済的負担軽減策を講ずるとともに、不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、先進医療の受診に対する助成制度を設けることや施設基準の緩和等により、医療保険収載の促進を図ること。さらに、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

治療と仕事との両立のため、職場環境面においても、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成をより一層進めること。

(3) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大され、ニーズが増加している。さらに、令和5年度からはケア対象者を拡大するなど利用しやすくなっている。

産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、乳児の対象月齢に合わせて求められる支援内容や留意すべき事項などのガイドラインへの記載や標準的な委託単価を参考として示すなどの技術的助言や、自治体が独自の取組を行う場合の財政支援を講ずること。

(4) 次世代を担うこどもたちが健やかに育つことができるよう、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策、保育の受け皿の整備拡大といった量的な確保に加え、研修体制の充実など保育の質の向上を着実に進めるとともに、人口減少地域においても持続可能な保育の提供が行えるよう、必要な対応を進めること。また、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で

保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

(5) こどもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修及び修繕に対応可能な整備区分の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講ずること。

また、運営改善努力が反映され、将来の運営体制充実に資する支援方式を検討すること。

(6) こどもの貧困対策や居場所づくり、いじめや不登校、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

(7) 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直しや、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。

(8) 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても、現行の 20 疾患と同様に新生児マススクリーニング検査の国支援の対象とすること。

(9) 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において検査や精密検査が受けられるよう、新生児聴覚検査の機器の買い替えや、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。

4 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育て等との両立推進のため、勤務間インターバル制度の導入等による長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援を強化

するとともに、社会全体における機運の醸成を図ること。また、子育てを経験した男女がともに希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築すること。

男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、必要な法整備を早期に実現すること。

令和5年10月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政